原木きのこ栽培における放射能対策作業マニュアルの 取り扱いについて

- 1 出荷制限解除を目指し取り組む場合は、本マニュアルの内容を遵守し、チェック シートにより、作業工程毎の栽培管理を実施してください。
- 2 マニュアルに基づき原木入手から収穫までの一連の作業を実施し、作業内容についてはチェックシート及び作業日誌で管理してください。
- 3 平成26年から平成29年春に植菌したものについては、「きのこ栽培における放射能作業マニュアル(露地栽培)・(施設栽培)」に基づき実施し、「栽培管理チェックシート(露地栽培)・(施設栽培)」及び「作業日誌(露地栽培)・(施設栽培)」を整備してください。
- 4 平成29年8月以降原木入手からは、「原木きのこ栽培における放射性物質対策作業マニュアル【第1回改正】」に基づき実施し、「栽培管理チェックシート【第1回改正版】」及び「栽培管理作業日誌【第1回改正版】」を整備してください。
- 5 本マニュアル及びチェックシートの記入,管理方法等,御不明な点がありました ら,県林業振興課及び各地方振興事務所にお問い合わせください。